



平成29年2月7日

各 位

会 社 名 立川ブラインド工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 立 川 光 威  
(コード番号 7989 東証第1部)  
問合せ先 管理本部長代行 蓮 井 隆 之  
(TEL. 03-5484-6142)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年2月7日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成29年3月30日開催予定の第71期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

非業務執行取締役および監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条1項の責任限定契約に関する規定に基づき、当社と非業務執行取締役および監査役との間で責任をあらかじめ限定する契約を締結することができる旨を新設するものであります。

なお、非業務執行取締役との責任限定契約に係る規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成29年3月30日(予定)
定款変更の効力発生日	平成29年3月30日(予定)

以 上

(別紙)

(変更箇所は下線部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第1条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p><u>第28条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第28条～第35条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第29条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第38条～第41条 (現行どおり)</p>